

# つながり

2001.7.1 池田市公益活動促進協議会発行 Vol.1

## ふれあいの場を通して



## 協働のまちづくりを

### いけだNPOセンター開設

池田市公益活動促進協議会は、池田市との契約により市が設立した“いけだNPOセンター”＜池田市立公益活動促進センター＞の管理運営を7月1日より開始しました。

## 創刊に寄せて

池田市長 倉田 薫



池田市公益活動促進協議会広報誌「つながり」の創刊をお祝い申し上げます。

池田市においては、平成11年9月に一般公募により就任したボランティア推進室長（現在、ボランティア推進室は公益活動推進課に改組）を中心に、ボランティア市民会議からの提言を踏まえた「池田市公益活動促進に関する条例」を平成13年3月に制定するなど、自主的、主体的な公益活動を推進し、公益活動団体と対等・協力の関係で協働を進めていくための施策に取り組んでいるところです。

協議会が、池田市における公益活動の中核を担う組織として、また、市との協働を進める公益活動団体のコーディネーターとして5月に発足して以来、いよいよ本格的な活動に取りかかる段階に至ったことを、たいへん嬉しく思っております。

この広報誌が協議会の活動を多くの皆様にとって役に割を十分に果たすとともに、今後、池田市公益活動促進協議会が益々発展していくことを願ってやみません。

池田市議会議長 小林 一夫



池田市公益活動促進協議会広報誌の創刊を心からお祝い申し上げます。

皆様方におかれましては、平素より種々のボランティア活動を通じて住民福祉の向上に多大のご尽力を賜っておりますことに対し、深く敬意を表する次第であります。

私も市議会議長といたしましても、公益活動の自主性、主体性を尊重しつつ、その推進に努めてまいりますので、皆様方の厚いご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この広報誌がインターネットとともに、その活動内容を広く市民の皆様方に公表する役割を果たし、また、公益活動促進協議会がボランティア活動の中心として発展されることを祈念いたしまして、創刊にあたりましてのご挨拶といたします。

## ごあいさつ

### ◆会長という大役をお受けして

池田市公益活動促進協議会会長

木村 順子

去る5月7日、池田市公益活動促進に関する条例のもと、市民社会の実現、活力のある豊かな地域づくりをするとの認識を持って、メンバー32名により「池田市公益活動促進協議会」が設立されました。

今までにない組織だということで、市民の皆様には注目されていることと思います。設立後2ヶ月足らずの間、何度も何度も会を重ねて準備をしてきました。今日ここにセンター開設に至ったこと、広報誌の創刊号が発行できたこと、メンバー一同うれしく思っております。

これからは市内のいろいろなグループの方々との出会い、ふれあいを大切に、あせらず、あわてず、おごらず、よく勉強しながら、しっかりと地に足をつけ、これからのセンターを作り上げていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



### ◆副会長 兼 事務局長に就任して

池田市公益活動促進協議会副会長 兼 事務局長

築山 芳司

7月1日開設しました「いけたNPOセンター」を管理、運営する協議会の責任者としてセンターに常駐することになりました。

平成11年11月ボランティア市民会議委員の委嘱を受けて以来1年8か月、一市民として参画し提言書の作成、(仮称)池田NPOセンター設立準備会、池田市公益活動促進協議会の設立準備会、設立総会を経てセンターを開設したものであり、その責務の重要さを十分認識するとともに非常に感懐深いものがあります。

今回開設しましたセンターは市民会議の提言を踏まえ、“ふれあいの場を通して協働のまちづくり”を基本コンセプトとしております。市民による市民のための公益活動の促進及び支援の場として皆様方のお役に立ちたいと考えております。

お気軽にお立ち寄りください。センターでお会い出来るのを楽しみにしております。



## 「池田市公益活動促進協議会」の概要

### I. 概要

1. 名称 組織名 池田市公益活動促進協議会  
センター名 いけだNPOセンター（池田市立公益活動促進センター）
2. 事務所 池田市栄本町1番8号 電話 0727-50-5133 FAX 0727-50-5125

### II. 目的

社会に貢献するために行われる公益活動を積極的に支援し、又は自ら行うことによって、自主的かつ主体的な公益活動の促進及び公益活動団体の健全な発展を図り、これらの活動を通して一人ひとりが生きがいを持ち、共に支えあって行くことのできる活力ある豊かな社会づくりに寄与すること（規約より）

### III. 事業

1. NPO法別表に掲げる活動に関する事業
2. 池田市公益活動促進に関する条例に規定する事業
  - (1) 登録制度への参画（第9条関係）
  - (2) 池田市公益活動促進基金の助成制度への参画（第32条関係）
  - (3) 公益活動の促進に関する事業（第16条関係）
3. その他目的を達成するために必要な事業

### IV. 設立経緯

- 1999年7月 池田市が「ボランティア推進室」を設置  
11月 「池田市ボランティア市民会議」発足  
11月～翌8月 市民会議開催（会議8回、自主ワーキング4回）  
2000年10月 「市民公益活動促進に関する提言」を市長に提出  
10月 「(仮称)池田NPOセンター設立準備会」発足  
10月～翌4月 会議開催（懇談会6回、勉強会4回）  
2001年3月 「池田市公益活動促進に関する条例」制定  
4月 池田市公益活動促進協議会会員公募  
5月 「池田市公益活動促進協議会」設立準備会開催  
5月 設立総会  
7月1日 いけだNPOセンター開設

### V. 組織

1. 役員は、会長（1名）、副会長（2名）、幹事（若干名）、監事（2名）
2. 役員任期は2年、会長、副会長は3選禁止
3. 業務の執行は、8部会を設置（会長、副会長、幹事が各々分担）

### VI. いけだNPOセンターの管理、運営

1. 公益活動を促進するため、「市」が条例により「センター」を設置
2. 「協議会」と「市」は、「センター」の管理運営について委託契約を締結
3. 「センター」は、協議会が自主管理、運営
4. センター概要
  - (1) 開設日 2001年7月1日
  - (2) 開館時間 10:00～19:00(平日19:00～21:00は予約により対応可)
  - (3) 休館日 毎週日曜、月曜、祝日、12月29日～翌年1月3日  
(日曜・祝日については予約により対応可)
  - (4) 管理・運営 事務局員、正会員スタッフ
  - (5) 設備 ふれあいの場、会議室(作業室)4部屋、パソコン他
  - (6) 使用料 無料(一部予約制)

### VII. 13年度予定事業

- (1) センター管理運営事業
- (2) 広報誌発行事業
- (3) 人材養成事業ほか

### 事業企画部会

「枠」を取り除いて新たな活動の展開を!!  
たとえばこんな風に活動が展開します

趣味の手芸グループのお母さん…今までは子どもやおばあさんのために  
給食袋や手摺げ袋を作っていました。  
→NPOのサポートにより…子どもたちを集めて夏休みの手芸教室を開催する。  
お年寄りの集まりに出向いて一緒に手芸を楽しむ。  
NPOによって考えられる事業は無限大です。  
ぜひ一度センターをお訪ねください。  
皆さんと一緒に「未来」を語りましょう!  
(部会長 宮地和子)

### 政策推進部会

NPOの精神をよく理解し、  
皆様方の活動への夢や理想を聞かせていただき、  
団体の登録や助成にかかりたいと思います。  
その実現への障の下の力となるのが私たちの  
役割だと理解しています。  
(部会長 小村チエ子)

### 人材養成部会

江戸時代の華やかな文化文政より以前の延享年間(今から255年前)に  
5ヶ村の池田村の百姓が、庄屋・年寄等の不正で村財政が苦しいため、  
約100人ほどの署名を集め、決死の覚悟で代表4名が江戸まで訴え出て、  
村の「改革」を実施しました。これらのエネルギーを受け継ぎ、市民  
から知識・技能をお持ちの方々に習業し、黒字経営をモットーに、  
自分を磨くいろいろな人材養成講座を開きたいと思っています。  
(部会長 富田允男)

### 総務部会

よしぶえ、マンドリンなどのミニ  
コンサートや、お茶、お料理の会などを聞き、  
まず来ていただき観てもらいたいです。  
また、いろいろな情報を集めて資料などの  
提供も予定しています。気軽に立ち寄って、  
何度も来てみたいと思われる愚心地の  
よい場所になりたいと思っています。  
(部会長 高橋博子)

### 事業運営部会

“企業の理論とNPOの精神で事業に挑戦”

事業企画部会で立案、決定した事業の実行部門です。  
全事業の総括と個別事業(プロジェクト)の運営管理を  
担当します。企業出身者、公益活動団体関係者、専門家等、  
メンバーは選材をそろえており、各種事業の主・共催、支援等に対応します。  
事業を通して公益活動を積極的に支援し、自主的かつ主体的な  
公益活動の促進および公益活動団体の健全な発展に寄与したいと考えます。  
事業の現場でお会いできるのを楽しみにしております。  
(部会長 菜山芳司)

### 会計・労務部会

会費収入や寄付、行政からの管理運営費、  
事業収入が財源の三本柱だと思います。  
NPO関係の会計は大変複雑ですが、  
メンバーの税理士さん、社会保険労務士さんと  
よく相談して、NPO法に準じた会計、  
労務処理を行っていきたくと思っています。  
(部会長 木村順子)

### 情報・調査研究部会

広報誌、ホームページなどを通じて、  
「いけだNPOセンター」また、  
NPO全般について知っていただき、  
交流の輪が広がるように努めて  
いきたいと思っています。  
(部会長 丸山幸々子)

### 渉外・ねつとわく部会

この度のセンターオープンによって、  
既存のグループがこの場を活用することで、  
情報交換、交流を深め、その土台の上に  
新しい町づくりを目指すグループが出来る  
ねつとわく作りのセンターにして  
いきたいものです。  
(部会長 長嶋環子)



# NPOは小さな政府



梶田清一さん

1998年に公募で  
池田市ボランティア推進室長に  
選ばれた梶田清一さんは  
「いけだNPOセンター」の  
設立への一番の貢献者だ。  
市役所に梶田さんを訪ねた。



「一九九八年ボランティア室長に就任して  
最初にしたのは、「とにかく池田市の124の  
団体がやっていたりすることは何だろうか」と  
アンケート調査をすることから取り組んだ  
んです」。まずそこで明らかになったのは  
活動の場所がないということ。  
「いくら財政難といってもこれではいか  
ん。みんなできなくていいだろうか」と  
「ボランティア市民会議」を発足させまし  
た。そこでは「NPOの勉強会をしまし  
たが、たまたま読むような勉強会ではなく、  
皆で話し合いをしていきました」。そして  
提言書の提出。「いけだNPO」の基礎作  
りになる数々の活動に関わってきた。そし  
て三月に議会で条例が通り、センターの設  
置となったのです。  
「今後は行政は法律に基づくことだけに  
タッチしていき、NPOは小さな政府とし  
て活動して欲しいですね。また、池田の公  
益活動の特徴は、マッチングギフト方式に  
よる基金、市民が寄付を出したのと同額だ  
け、市からも捻出していくんです」と梶  
田さん。  
そして近郊の都市を含め、池田を拠点に  
みんなでまちの活性化を図っていくこと、  
共に幸せになることをしていこうと呼びか  
けています。

## NPO. Q&A

**Q** 近頃よく耳にする「NPO」って一体なに？  
ボランティアとどうちがうの？

**A** 「NPO」とは…  
Non (ノン=非)  
Profit (プロフィット=営利)  
Organization (オーガニゼーション=組織)

…の略で、一般的に「特定非営利組織(団体)」といいます。

利益の追求を第1目的とせず、公益になる事業をボランティア精神を持って行う民間団体のことです。いわゆるボランティア団体も、一定の組織があれば広い意味でのNPOといえますが、NPO法人になるためにはその活動が12の活動分野にあてはまること、所轄官庁の認証が必要など1998年に成立したNPO法に基づくことが必要です。法人格を取得すると、法人として取引できます。また、助成金を受けやすいなどのメリットがある反面、法令手続きなどやや面倒な事務が生じます。現在NPO法人の認証を受けたグループは日本全国で3200ほどあります。



## インフォメーション

### ● 2001プロジェクト歩こう猪名川・守ろう自然

猪名川を散策しながらゴミを拾うクリーン活動

7月14日(土)9時～14時半 雨天決行

持ち物 弁当、水筒

集合場所 猪名川運動公園管理事務所

主催 社団法人池田青年会議所

池田市公益活動促進協議会

場所 池田駅前北会館4号室

参加費 2歳以上ひとり250円(当日300円)

連絡先 0727-52-4164 吉田さん

### ● お話し飛行船・夏のお話し会

ストーリーテリングを楽しみにきてね!

7月21日(土)午後2時～2時半(小さい子)  
午後3時～3時半(小学生)

場所 池田中央公民館保育室

問い合わせ 池田市立図書館 0727-51-2508

◆ 皆様からの情報をお待ちしています ◆

### ● 人形劇のねこじゃらし自主公演

なんだかんだで13年目!新作「おたんじょう日おめでとう」「ももたろう」ほか

7月7日(土)午後3時～4時(開場2時半)

## 池田市公益活動促進協議会会員の募集

池田市公益活動促進協議会は、会員が自主管理、運営する公益活動を促進するための組織です。

現在、次のとおり会員を募集致しております。

○ 正会員 総会での議決権を有し、組織を共に作り上げていく個人、公益活動団体、法人

入会金 1000円、年会費 3000円

○ 賛助会員 協議会の事業を賛助する個人、公益活動団体、法人

入会金不要、年会費 1口 10000円

まずは下記事務局までご連絡ください

## いけだNPOセンター利用案内

いけだNPOセンターは次のように利用できます。皆さまの御利用をお待ちしております。

○ 開館時間 10:00～19:00(19:00～21:00は予約により対応可)

○ 休館日 毎週日曜、月曜、祝日(日曜、祝日は予約により対応可)

12月29日～翌年1月3日

○ 利用できる方 公益活動を行い、または行おうとしている方

○ 利用できること 会議室、作業室、懇談の場、

パソコン(プリンター可、但し用紙は自己負担)

○ 場所 池田市栄本町1番8号 いけだ・さわやかビル2F

### 編集後記

池田に待ちに待ったNPOセンターが開設されました。市民活動の拠点としてどんどん利用して頂ければと思います。これからの広がり、つながりを願いつつ、毎月発行して行く予定です。センターともどもこの広報誌「つながり」もよろしくお願致します。(Y・N・N)

発行所 池田市公益活動促進協議会  
大阪府池田市栄本町1-8  
いけだ・さわやかビル2F

TEL: 0727-50-5133

FAX: 0727-50-5125



いけだNPOセンターの  
シンボルマーク  
PON(ボン)ちゃんです